

9月定例会は3日から24日までの22日間の会期で開かれました。21年度の決算、22年度の補正予算、議案14件を可決。健全化判断比率・資金不足比率についての報告、意見書1件、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙、人権擁護委員1人の推薦に同意しました。一般質問は9月6日から8日までの3日間行いました。

議会基本条例制定

福岡都市圏町村初 町民と議会の関係強化・ 意志決定機関としての役割を果たすため

賛成多数で可決(賛成8・反対7)

【賛成】助村・丸山・牛房・大西・西川・吉田・熊本・二宮
【反対】堤・大熊・吉住・池邊・大林・稲永・末藤

議会基本条例の主なポイント

- 一 議会報告会の開催
町民との意見交換の場として、議会報告会を年一回以上開催。(第5条)
 - 二 請願・陳情は町民からの政策提言と位置づける。
審議において、提案者が希望した場合、参考人として意見を聞く場を設ける。(第4条3・4)
 - 三 議員間の自由討議を拡大
自由な討議を尽くして合意形成に務め議会としての説明責任を果たす。(第8条)
 - 四 一般会議の開催
政策提案の拡大を図るために、町民・各種団体などとの多様な意見交換の場を設ける。(第4条5)
 - 五 反問権の設定
議論の論点・争点を明確にするために、町長などは議長、委員長の許可を受け逆質問する事ができる。(第6条2)
- ※条例の全文は18・19ページに記載

「議会基本条例」制定にあたり

議長 古庄信一郎

地方分権・主権が叫ばれ地方自治力が試される時代、二元代表制の一方である議会のあり方が全国的に問われています。今こそ、議会・議員はその原点に立ち返ると同時に、時代の流れを熟知し自ら改革していかなければ町民に信頼される議会とはなりません。その改革の象徴として、議会と議員が果たす役割をしっかりと明文化し行動しようとするのがこの「議会基本条例」です。一昨年、議会運営委員会に諮問し、2年をかけて大西委員長、吉田副委員長を中心に素案作りを行い、今般9月定例会にて議決制定となりました。議会報告会や一般会議等々を通して、町民の皆様と町の課題を議論し共有することは、これからの地方自治運営での議会活動の根幹であります。町民の皆様はこの条例制定の意をご理解頂き、ご支援を心からお願ひ申し上げます。(議長記の「議会あれこれ」は今回休欄)

議会基本条例制定までの経緯

平成20年10月、議長より諮問を受けた「議会基本条例策定検討委員会の設置」について、議会運営委員会で協議していく事を決定。

平成21年2月、議会運営委員会で素案づくりを行なう事を決定。先進地26自治体にアンケート調査を行なう。

平成21年7月より素案づくりに着手。平成22年6月までに計15回の検討を行ない、素案作成を行なう。

その間、4月26日、27日に先進地視察として、大阪府熊取町、京都府精華町を訪問。議会基本条例を通しての開かれた議会のあり方などについて研修を行なう。

平成22年7月、全員協議会にて素案をもとに町民との意見交換会開催を決定。

平成22年8月、素案をもとに行政、住民との意見交換会を行ない、議会運営委員会で最終案を作成。

平成22年9月、議会最終日議員提案にて、条例案を可決。

議会基本条例について町民との意見交換会開催

8月10日町民センター視聴覚室、8月11日シーメイトホールにて町民との意見交換会を開催した。

8月11日
シーメイトホール(参加者17名)



▲8月10日 町民センター視聴覚室(参加者13人)

(参加者の主な意見)

- ・総合計画を議決した議会の責任として、随時検証していく事を基本条例に入れる必要があるのでは。
- ・住民が意見を申す場である一般会議を、基本条例の中にとつたうべき。
- ・行政の住民参画条例と議会改革がセットである事を基本に考えて進めて欲しい。
- ・基本条例の運用を通して、将来の志免町のあるべき姿を考えていきたい。